

全大教



島根大学職員組合



くみあいニュース

2013年度 第3号 全学配布 2014年2月26日

島根大学職員組合広報部

内線 2198, ダイヤルイン 32-6407

E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp

<http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

「職員給与規程等改正（55歳超昇給停止）」問題 島根労働委員会への「あっせん」申請が 受理されました！

かねてより懸案であった「職員給与規程等改正（55歳超昇給停止）」問題ですが、後述するように、労働契約法にもとづく職員組合からの再三の要求にもかかわらず、大学当局からは就業規則の変更に必要な「合理的」な説明がなされなかったばかりか、当事者である使用者代表の学長が説明責任を果たさないという事態にいたり、島根大学職員組合は、2014年2月25日、島根労働委員会に対し、労働争議に関する、「あっせん」を申請し、受理されました。今後は、島根労働委員会の場で今回の大学側の対応の是非が議論されることとなります。

組合の主張

大学当局は 2013年12月26日の職員組合との団体交渉において、今回の給与規程の改正が、労働契約法に定める「不利益変更」にあたることを認めたにもかかわらず、一方的に、給与規程の改正を2014年1月より行った。これは、法に定める「合意の原則」に反するとともに、使用者の責任である「合理的な説明を怠る」という重大な手続き上の瑕疵である。全学説明会において塩飽理事は、給与規程の改正を撤回する意志はなく、ただ職員に理解を求めただけであるが、真摯な交渉なくしては職員の理解も、今後の打開策も生まれようはずがない。組合としては、学長による「合理的な説明」を求めるとともに、緩和・代替措置等の検討を含め、大学側と前向きな交渉を行っていききたい。

問題の経緯

2013年11月25日 人事労務課より給与規程改正の内容説明あり。

組合からは、組合との交渉とあわせて全学構成員への説明会の開催を要求。

当局からの返答がなし。

2013年12月 9日 組合より上記の内容について学長宛申し入れ書提出。

2013年12月13日 塩飽理事との懇談会で再度、組合との交渉と全学説明会を要望。

2013年12月26日 第1回団体交渉。大学側は今回の改正は**不利益変更**であると明言。

2013年12月27日 大学側より次回交渉日時を1月16日15時30分からと打診があり了承。

同日15時46分 給与規程改正(2014年1月1日実施)通知がメールで全学に一斉送信。

書記長がすぐさま学長・理事に面会に行くも不在。

2014年 1月16日 第2回団体交渉。組合との交渉が継続中にもかかわらず断行した給与規程改正の経緯についての十分な説明はなされず。メール配信した改正内容の取り下げもせず。

2014年 2月10日 給与規程改正についての全学説明会

学長の出席なし。この間の行き違いを手続きが前後しただけと説明し、大学当局の瑕疵についての謝罪なし。また、組合との交渉途中で改正に踏み切った一方的なやり方についても言及なし。

是非アンケートにご回答下さい！

今後の島根労働委員会での「あっせん」をはじめ、それ以降の対応においても、今回の学長および執行部の大学運営について、全学の教職員がどのように考えているかが大きなポイントとなります。そこで、現在実施中の組合アンケートに是非ともご協力下さい。皆さまの1枚1枚が大きな力となります。

以上 文責：中執広報 飯野公央

故伊鹿倉誠教授 御遺児 育英基金ご協力のお願い

故伊鹿倉誠教授 御遺児 育英基金の締め切りが、3月末日となっております。本事業にご賛同いただける方は、是非とも組合ボックスまでお願いいたします。